

様式番号

窓空宛名

第 号
年 月 日

〇〇市（町村）長 印

賦課年度 納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

賦課年度 年度分（ 調定年度 年度調定分）の介護 固定文言1+編集1

被保険者番号 被保険者氏名
生 年 月 日 性 別
住 所

決 定 年 月 日
決 定 理 由

年間保険料額

これから保険料納付方法等

保 険 料 徴 収 方 法
特 別 徴 収 義 務 者
特 別 徴 収 対 象 年 金

月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
計				
合計額				

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年 固定文言2 も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ ②×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④
～						

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関
口座種目
口座名義人

自由記載 1

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

・〇〇銀行等
・××市役所等

（お問合せ先）●●市介護保険課 住 所 123-4567 ●●市●●1-2-3
電話番号 987-6543-2111 FAX番号 123-456-7890 メール xxxxxxxxxxxx@yyy.zzz.aaa

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、**都道府県名** 介護保険審査会（**都道府県郵便番号** **都道府県住所** 電話：**都道府県電話番号**）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、**市町村名 1** を被告として（訴訟において**市町村名 2** を代表する者は **市町村長** となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。